

令和3年度未来を彩る花の郷づくり補助金 公募について

地域の人々が、未来の観光資源となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化に繋げる活動を支援します。

事業について

地域住民が自分たちのまちに愛着を持ち、地域活性化を図ることを目的として、将来、景観資産となるような樹木の植栽などに取り組む活動を支援します。

なお、この事業における樹木とは、原則として「和歌山県郷土樹種使用指針」に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木や紅葉する木などです。

① 植樹事業

»将来人々が観賞に訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の植栽

【対象経費の例】

苗木や支柱、肥料、防護ネット等の購入費、植栽用地の整備に係る費用など

② 環境整備事業

»樹木の観賞に訪れる人の増加を目的とした環境整備
(この場合の樹木とは、この環境整備事業を実施する際に植栽する樹木又は過去にこの補助金を活用して植栽された樹木で花が咲く、紅葉するなど人々が観賞に訪れる程度に生育しているものに限りです。)

【対象経費の例】

案内掲示板の設置費用、簡易な駐車場や歩道の整備に係る費用など

③ 交流推進事業

»上記植樹事業で樹木を植栽するに当たり、人々がその樹木に愛着を持って継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの開催

【対象経費の例】

イベント開催時に使用する備品のレンタル料など

補助対象者の要件

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（自治会等も可）で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

補助率等

»補助率：10/10以内

»補助上限額：200万円

ただし、交流推進事業については、併せて応募する植樹事業の申請額の1/2を上限とします

応募方法

所定の応募用紙（和歌山県地域政策課ホームページからダウンロードできます）に必要書類を添えて提出してください。

募集期間：令和3年4月1日（木）～5月28日（金）

提出先：事業実施場所を所管する振興局企画産業課（裏面参照）

（注意！）

応募書類に不備があった場合、応募を受け付けられないことがあります。応募の際は、早めに振興局企画産業課へご相談ください。



留意事項

- 補助金の交付対象者は外部有識者等で構成する評価委員会の評価を参考に、知事が決定します。
- 育成管理に係る費用は対象となりません。
- 事業完了の翌年度から5年間、活動状況報告が必要です。
- その他応募には条件があります。
- 詳しくは、地域政策課ホームページに掲載している「未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱」、「未来を彩る花の郷づくり事業補助金公募実施要領」「令和3年度未来を彩る花の郷づくり事業補助金公募要項」をご覧ください。
- 令和2年度に実施した事業と要綱、要領が一部改正されておりますのでご留意ください。

問い合わせ先

お問い合わせは、和歌山県地域政策課 地域支援班
電話：073-441-2371 メール：e0202001@pref.wakayama.lg.jp
HP：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/index.html

または各振興局企画産業課

海 草振興局：073-441-3372	和歌山市小松原通1丁目1番地
那 賀振興局：0736-61-0012	岩出市高塚209
伊 都振興局：0736-33-4909	橋本市市脇4丁目5番8号
有 田振興局：0737-64-1286	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日 高振興局：0738-24-2911	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局：0739-26-7947	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局：0735-21-9649	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

